

世界文化遺産部会の設置について

令和 5 年 4 月 2 0 日
文化審議会 決定

1. 設置の趣旨

文化審議会令（平成 1 2 年 6 月 7 日政令第 2 8 1 号）第 6 条第 1 項及び文化審議会運営規則（平成 2 3 年 6 月 1 日文化審議会決定）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記 2. に関する調査審議を行うため、文化審議会に世界文化遺産部会を設置する。

2. 調査審議事項

- （1）世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（以下「世界遺産条約」という。）の実施に関し、文化庁として講ずべき施策に関する基本的事項
- （2）世界遺産条約第 1 1 条 1 に基づき、世界遺産暫定一覧表（各締約国が世界遺産一覧表へ記載することがふさわしいと考える自国の領域内に存在する物件の目録）に記載すべき物件（文化庁の所掌に係るものに限る。）の候補の選定に関する事項
- （3）世界遺産条約第 1 1 条 2 に基づき、世界遺産委員会が作成する「世界遺産一覧表」に記載されることが適当と思われる物件（文化庁の所掌に係るものに限る。）の候補の選定に関する事項
- （4）その他、世界遺産条約の実施に関し必要な事項（文化庁の所掌に係るものに限る。）

3. 部会の議決

文化審議会令第 6 条第 6 項及び文化審議会運営規則第 4 条第 3 項に基づき、上記 2. に掲げる事項については、世界文化遺産部会の議決をもって審議会の議決とする。

ただし、審議会が必要と認めるときは、この限りでない。

4. 構成

文化審議会令第 6 条第 2 項の規定に基づき、会長が指名する委員、臨時委員及び専門委員により構成する。

第 7 期文化審議会世界文化遺産部会委員

(令和 5 年 4 月 2 0 日付)

(正委員)

佐藤 信 東京大学名誉教授

松田 陽 東京大学准教授

(臨時委員)

池邊 このみ 千葉大学大学院グランドフェロー

大窪 健之 立命館大学理工学部環境都市工学科教授

小沢 朝江 東海大学建築都市学部建築学科教授

窪田 亜矢 東北大学教授

黒田 乃生 筑波大学芸術系教授

佐々木 葉 早稲田大学理工学術院教授

鈴木 淳 東京大学大学院人文社会系研究科教授

中嶋 節子 京都大学大学院人間・環境学研究科教授

菱田 哲郎 京都府立大学文学部教授

二神 葉子 東京文化財研究所文化財情報研究室長

三宅 正浩 京都大学大学院文学研究科准教授

本中 眞 奈良文化財研究所長

文化審議会世界文化遺産部会運営規則（案）

（令和 5 年 月 日 文化審議会世界文化遺産部会決定）

文化審議会運営規則（平成 23 年 6 月 1 日文化審議会決定）第 4 条第 5 項の規定に基づき、文化審議会世界文化遺産部会運営規則を次のように定める。

（総則）

第 1 条 文化審議会世界文化遺産部会（以下「部会」という。）の議事の手続きその他部会の運営に関し必要な事項は、文化審議会令（平成 12 年政令第 281 号）及び文化審議会運営規則に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（会議の公開）

第 2 条 部会の会議は公開して行う。ただし、特別の事情により部会が必要と認めるときは、この限りでない。

2 部会の会議の公開の手續その他部会の会議の公開に関し必要な事項は、別に部会長が部会に諮って定める。

（守秘義務及び利益相反）

第 3 条 部会に属する委員、臨時委員及び専門委員は、それぞれ調査審議の過程において取得した一切の情報を、口頭及びその他の手段を用いて漏らしてはならない。ただし、当該案件の議決後に公表された情報についてはこの限りではない。

2 委員、臨時委員及び専門委員は、世界遺産条約第 11 条 1 に基づき世界遺産暫定一覧表に記載すべき物件の候補、世界遺産条約第 11 条 2 に基づき世界遺産委員会が作成する「世界遺産一覧表」に記載されることが適当と思われる物件の候補を選定する際、当該候補について自己が利害関係を有する案件については、議決権を行使することができない。

（雑則）

第 4 条 文化審議会運営規則第 2 条第 2 項の規定は、部会にこれを準用する。

第 5 条 部会は、その調査審議事項に関し、必要があると認めるときは、当該事項に関係がある者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

第 6 条 この規則に定めるもののほか、部会の議事の手続きその他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則

この規則は、部会の決定の日（令和 5 年 月 日）から施行する。

文化審議会世界文化遺産部会の会議の公開について（案）

（令和 5 年 月 日 文化審議会世界文化遺産部会決定）

文化審議会世界文化遺産部会（以下「部会」という。）の会議の公開については、文化審議会世界文化遺産部会運営規則（令和 5 年 月 日文化審議会世界文化遺産部会決定）第 2 条第 1 項に定めるもののほか、下記により取り扱うものとする。

（会議の公開）

1. 部会の会議は、公開とする。ただし、次の（1）から（4）までの案件を審議する場合を除く。

- （1）部会長の選任その他人事に係る案件
- （2）世界文化遺産部会の設置について（令和 5 年 4 月 20 日文化審議会決定） 2. 調査審議事項（以下「部会の調査審議事項」という。）（2）により、世界遺産暫定一覧表（各締約国が世界遺産一覧表へ記載することがふさわしいと考える自国の領域内に存在する物件の目録）に記載すべき物件の候補の選定の調査審議に係る案件
- （3）部会の調査審議事項（3）により、世界遺産委員会が作成する「世界遺産一覧表」に記載されることが適当と思われる物件の候補の選定の調査審議に係る案件
- （4）上記のほか、部会長が、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認める案件その他正当な理由があると認める案件

2. 会議を公開する場合には、会議の日時、場所及び議事を原則として会議開催日の 1 週間前の日（1 週間前の日が行政機関の休日の場合は、その直前の行政機関の休日でない日とする。）までに文化庁ホームページに掲載するとともに文部科学省大臣官房総務課広報室に掲示する。

（会議の傍聴）

3. 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、文化庁文化資源活用課（以下「事務局」という。）の定める手続により登録を受けなければならない。ただし、会議を傍聴することができる者は、原則として受付の順序に従って事務局が許可する人数とする。

4. 3. の登録を受けた者（以下「登録傍聴人」という。）は、議事の円滑な進行の妨げとならない範囲内で、テレビカメラ等による撮影、録画又は録音をすることができる。ただし、部会長が議事の円滑な進行に支障を生ずるおそれがあると判断する場合は、この限りでない。

5. 登録傍聴人は、4. に定めることのほか、議事の進行を妨げる行為をしてはならない。議事の円滑な進行に支障を生ずる行為を行う者に対しては、部会長は退場を命ずる等適切な措置をとることができる。

（議事録の公開）

6. 議事録は公開とする。ただし、1. ただし書に掲げる案件の議事録は非公開とし、この部分の議事要旨を作成し、これを公開するものとする。なお、この場合において、1. ただし書の（4）に該当する案件については、議事録を非公開とする理由を議事要旨に明記するものとする。

（会議資料の公開）

7. 会議資料は公開とする。ただし、1. ただし書に掲げる案件の会議資料は非公開とする。

世界遺産一覧表記載資産の保全状況の概要について
(この一年間に保全状況に関連して大きな動きのあったもののみ)

令和5年5月12日

文 化 庁

【法隆寺地域の仏教建造物】

- ・ 門前地区（緩衝地帯内）における宿泊施設の建設計画については、中断していた発掘調査が終了。今後、令和6年3月末までの着工、同年12月の開業を予定。

【姫路城】

- ・ 姫路城跡保存活用計画について引き続き策定作業中。

【古都京都の文化財（京都市、宇治市、大津市）】

- ・ 賀茂別雷神社において、一の鳥居前にあった駐車場・バス乗り場・店舗を撤廃し、歩行者専用の空間として再整備を実施中であり、近く完了見込み。
- ・ 仁和寺門前、二条城北側隣接地（2件）において宿泊施設建設計画が進行中。仁和寺については、用途許可の受付中。二条城については、1件は許認可手続きが近く終了し、着工の見込みであり、もう1件は埋蔵文化財の発掘調査中。
- ・ 包括的保存管理計画については令和5年3月に完成し、関係地方公共団体により構成される「古都京都の文化財」連絡協議会が新たに設置されている。
- ・ 各資産の保存活用計画については、複数の資産において策定を検討中（賀茂別雷神社、賀茂御祖神社、高山寺、西芳寺、鹿苑寺、慈照寺、本願寺）。
- ・ 京都市の一部（緩衝地帯外）において、高さ規制の見直しを含む都市計画の見直しが進行中。

【白川郷・五箇山の合掌造り集落】

- ・ 令和4年2月に白川郷地区内で一般家屋の火災が発生したこともあり、荻町

伝建地区の防災計画について、令和5～6年度にかけ策定予定。

- ・ 令和5年度からの2か年で、白川村・南砺市協働で包括的保存管理計画を策定予定。

【古都奈良の文化財】

- ・ 平城宮跡における国営公園整備事業について、第一次大極殿院の東楼の復元整備工事を実施中（令和7年度竣工予定）。
- ・ 「平城宮跡歴史公園南側地区整備計画」を策定済み。
- ・ 唐招提寺及び興福寺の旧境内に係る保存活用計画が策定済み。

【琉球王国のグスク及び関連遺産群】

- ・ 令和元年の火災後、首里城跡では遺構の損傷状況の調査や強化措置等の保存措置を完了した後、定期的なモニタリングを行うとともに、部分的な一般公開を行っている。焼損した復元建物の復旧については、令和2年3月に策定された「首里城正殿等の復元に向けた工程表」に基づき、令和4年11月に正殿の復元工事に着工、令和8年までの完了に向けた作業を継続している。
- ・ 座喜味城跡において、一の郭と二の郭を隔てる城壁の上部から、大小14個の石積みの裏込め石の投げ落としが発生したため、現状復旧を行った。
- ・ 斎場御嶽では、令和3年度に策定した整備基本計画を基に、令和4年度に現況測量調査等を実施。令和5年度は整備基本設計を実施予定。
- ・ 中城城跡については、令和4～5年度の2か年で保存活用計画を更新予定であり、識名園についても令和5年度以降に策定予定。

【紀伊山地の霊場と参詣道】

- ・ 令和元年に熊野三山及び熊野参詣道に近接する地点に新設された太陽光発電設備の開発事案については、モニタリングを継続中。これまでのところ、許可条件とした修景行為（植栽）の劣化等は見られず、資産への影響は軽微。
- ・ 八上王子跡（八上神社）の境内の危険木伐採に対処するため、緩衝地帯における道路新設工事を実施中。
- ・ 大辺路の新田平見道の近くを自動車道が通る計画があり、現在建設工事中。

周辺の開発に関しては関係各所と慎重に協議を進めているところ。

【平泉－仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群】

- ・ 中尊寺大池伽藍跡及び無量光院跡の発掘調査、修復の計画書に対し令和2年10月に追加報告をユネスコ世界遺産センターから要請されたことから、追加報告書を作成中。

【富士山－信仰の対象と芸術の源泉】

- ・ 須走口五合目において、令和4年度に環境省等によりインフォメーションセンター等が建設され、令和5年度に供用を開始。

【富岡製糸場と絹産業遺産群】

- ・ 高山社について、令和4年度より母屋兼蚕室の修復・補強実施設計を行い、地盤面の発掘調査を行った。また、緩衝地帯内において、令和4年3月に土砂の搬入と盛土が確認された。盛土は資産及び視点場からは直接視認できない状況であり、関係地方公共団体間で対応協議中。
- ・ 田島弥平旧宅の建造物にかかる修復整備を平成30年度より始めており、令和4年度には東門の整備が完了。
- ・ 富岡製糸場の緩衝地帯内における太陽光発電設備の設置計画については、交渉の結果、事業予定地が緩衝地帯外へ移転することとなり、当初事業予定地は市が買収（補填）することとなった。
- ・ 令和5年度を目途に、包括的保存活用計画及び荒船風穴の蚕種貯蔵所跡保存活用計画を策定予定。また、HIA マニュアルの策定に向け検討中。

【明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業】

- ・ 令和3年7月の世界遺産委員会において保全状況審査が行われ、これまでの取組に一定の評価がなされたものの、関連決議の実施について更なる要請がなされたため、新たな保全状況報告書を令和4年11月にユネスコへ提出済み。今年開催予定の第45回世界遺産委員会において審議予定。

【国立西洋美術館】

- ・ 令和3年の第44回世界遺産委員会で求められた保全状況報告書について、関係締約国間で作成の上、令和4年12月にユネスコへ提出済み。今年開催の第45回世界遺産委員会において審議予定。

【「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群】

- ・ 平成30年度に定めた洋上風力発電施設規制範囲について、ユネスコへ報告書を提出し、現在、イコモスからのテクニカルレビューに対する対応を検討中。
- ・ 宗像大社辺津宮において、旧祈願殿の撤去が完了。資産範囲外の参道横に休憩所を建設中。
- ・ 新原・奴山古墳群において、史跡公有化に伴い民間事業施設を撤去した跡地の旧地形の復元整備を実施中。また、登録以前から課題であった大型農業施設の解体撤去が完了。

【長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産】

- ・ 長崎県内において太陽光発電施設の設置計画があり、HIA手続きを行っている。

【百舌鳥・古市古墳群】

- ・ 大仙公園地内において、堺市がガス気球の試験運行を準備中。試験運行は本格実施に向けたHIAの一環として期間限定で実施する予定。
- ・ 古市エリア緩衝地帯内に位置する羽曳野市庁舎の建替整備事業が計画されており、本計画の資産への影響を評価するため、遺産影響評価を実施した。
- ・ 鍋塚古墳・白鳥陵古墳周堤の一部について、令和4年3月に史跡古市古墳群に追加指定された。

【北海道・北東北の縄文遺跡群】

- ・ 北黄金貝塚の緩衝地帯において、HIAを実施した上で駐車場を整備した。
- ・ 三内丸山遺跡において、史跡整備工事等を実施した。また、緩衝地帯外側に

において風力発電事業計画があり、遺跡から見た眺望に負の影響を及ぼす恐れがあることから、対応について検討中。

- 大船遺跡の緩衝地帯において、駐車場整備工事を実施。
- 小牧野遺跡の緩衝地帯外側において風力発電事業計画があり、遺跡から見た眺望に負の影響を及ぼす恐れがあることから、対応検討中。
- 大湯環状列石において、資産内を通る県道の移設に係る概略設計及び埋蔵文化財の分布調査を実施した。令和5年度にルートを選定に係る HIA を実施予定。
- 亀ヶ岡石器時代遺跡の緩衝地帯である隣接地の仮設駐車場内において、現地のガイダンス機能を担う縄文遺跡案内所を改装オープンした。
- 是川石器時代遺跡では、緩衝地帯に設置されている観音像の移設及び多目的広場の整備を実施した。
- 大平山元遺跡の緩衝地帯で計画しているガイダンス施設について、令和5年度に整備工事を実施予定。
- 亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚では、令和4年度から2か年での整備基本計画策定事業を実施中。
- キウス周堤墓群における史跡整備に関しては、令和4年度策定の基本設計に基づき令和7年度の整備工事完了、令和8年度の全面公開を計画。令和5年度に実施設計に係る HIA を実施予定。